



第2編



全体都市づくり構想

第1章 都市づくりの理念・目標

1 都市づくりの理念（都市づくりの方向性）

都市づくりの理念は、本市の都市整備、街づくりを進めていく上での「基本的な姿勢」であり、都市計画マスタープランの基本的な考え方となるものである。本市の都市形成の自然、歴史、文化などの地域特性を活かし、現況や都市づくりの課題を踏まえ、人口減少・高齢化などに対する市の重要施策の方向性を勘案して次のように設定する。

● 自然・歴史・文化などを活かし、「誇り」と「愛着」のもてる暮らしやすい都市

四方を美しい山々に抱かれ、犀川、千曲川や豊かな緑など自然に恵まれた本市は、善光寺平を中心に特色のあるまちや集落が広がり、それぞれが歴史と文化をもち、多様な活動と交流が育まれてきた。

このような特徴をもつ本市は、中核都市として多くの人々が住み、働き、学び、訪れ、多様な活動が展開される都市であり、そこで活動する一人ひとりが都市の主役である。

人口減少・高齢化が進展する中、都市の活力や魅力を持続・発展させ、様々なライフスタイル*を実現できる一人ひとりが生きがいをもって暮らしていける都市とする。

また、本市で住み・働き・学ぶことへの「誇り」があり、「愛着」をもつことにより、「シビックプライド*」を育んでいく都市づくりを目指す。

● 様々な魅力と活気が感じられる、多くの人を惹きつける都市

物質的な豊かさだけでなく、「生活の質*」の向上が強く求められており、生活の基盤となる都市における暮らしやすさや質の高さといった観点から、より重要になっている。本市が都市としての質を高く保ち続けるためには、他都市にはない魅力や特色を出していくことが必要である。

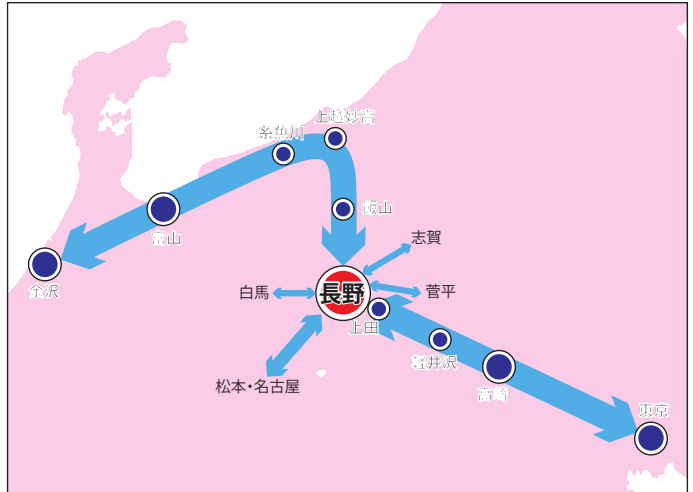
このため、県都としての商業・産業・業務などの都市機能の集積と、善光寺、松代、戸隠をはじめとした本市の特色ある街並み・自然を都市づくりに活かし、長野市のブランドイメージの向上を図る。

また、人口が減少する中で、都市の活力を維持し、都市圏の中核的な位置を占めるためには、観光客などの「交流人口」の増加が重要となる。周辺都市との広域的な連携を強め、アクセス性の高い拠点形成を図ることで、多くの人を惹きつける都市を目指す。

■ 連携中枢都市圏*域



■ 長野市の広域的位置付け



● 安心して自由に活動し、元気で過ごせる、皆で共に支えあう都市

子どもから高齢者まで全ての世代が、自由で元気に安心して暮らし、働き、活動する都市にするためには、災害、犯罪やその他のリスクに強い都市づくりを進めて、誰もが安心して暮らせるユニバーサルデザイン*による都市づくりを基本とする。

また、人口増・都市の活力維持につながる少子化対策・子育て支援や、超高齢社会のもとで、皆が健康で長生きできる都市づくりを積極的に進める。

安全で安心して生活、活動でき、子育て・健康長寿を支える都市づくりは、都市基盤や施設による対応のみならず、自然の保全や環境への配慮、地域における相互扶助や地域コミュニティ*の充実が欠かせない。市内の各地域は、地域特性や生活環境に違いがあり、住民ニーズも様々であるため、地域住民が自ら、それぞれの地域の実態に合わせた街づくりを進める必要がある。

このため、各地域や地区毎に、地域のことを熟知している住民や就業・就学者の「自らの住む・働く地域を良くしたい」、「街づくりに参加したい」という意識のもと、市民、企業、諸団体と行政が協働して街づくりを担い、共に支えあうパートナーシップによる都市形成を促進する。



ユニバーサルデザインのまちづくり



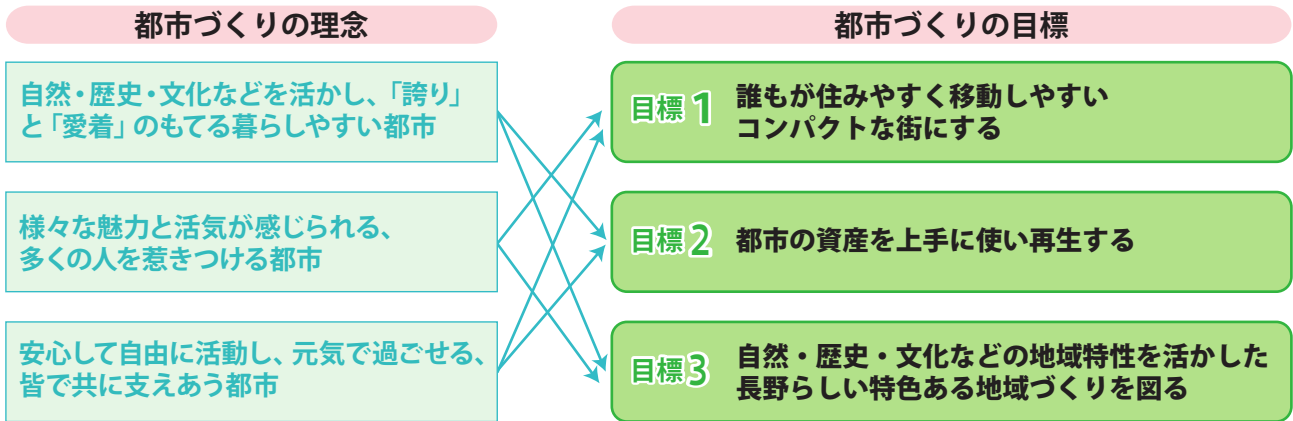
ぐるりん号・おでかけパスポート



じゃんけんぼん (こども広場)

2 都市づくりの目標

都市づくりの理念を実現させていくため、都市の整備や市街地形成の誘導等により目指すべき都市づくりの目標を設定する。目標は、都市づくりの具現化を促進させるため、重点的、戦略的に進めていく観点から設定する。



目標1：誰もが住みやすく移動しやすいコンパクトな街にする

高齢化が進展する中で、自家用車等の交通手段を持たない市民が、買い物や通院など日常生活に必要な移動に困らないよう、鉄道、バスなどの公共交通機関の確保や、健康維持や環境配慮にも寄与する徒歩や自転車などの交通手段が使いやすい、自動車に過度に依存しない都市を目指す。

これまでの人口増加を背景とした市街地の拡大を前提とするような、都市づくりから、コンパクトな都市形成へ転換する必要がある。日常生活に必要な商業、医療・福祉、教育・文化などの諸機能がまとまっている鉄道駅周辺と、郊外や中山間地域の既存集落を公共交通によって行き来することで、自家用車等による移動に頼らない、コンパクトで暮らしやすい生活圏を形成する。これにより、それぞれの生活圏において、きめ細かな医療・福祉・介護などのサービスが提供可能となり、人々のふれあいの拡大やコミュニティの維持・形成により、利便性が高く住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられる。

また、自家用車利用から公共交通への転換や都市のコンパクト化は、温室効果ガス*排出の抑制にも寄与することから、建物の省エネルギー化や再生可能エネルギー*等の利用の促進と合わせて都市の低炭素化が図られる。



権堂 B-1 地区市街地再開発

目標2：都市の資産を上手に使い再生する

人口減少や経済規模の縮小が見込まれる中で、都市として持続していくためには、スクラップ・アンド・ビルド*といった資源浪費型の都市づくりではなく、これまでに整備・蓄積されてきた道路や公園等の都市基盤、既存建物などの都市の資産（ストック）を最大限に活用して、住み・働き・訪れる人たちが安心して自由に活動し、憩うことができる都市づくりを目指す必要がある。

また、まちなかの施設を活用したリノベーション*などの動きと街づくりを連携させて、まち全体の価値を向上させる。さらに、公共施設の複合化・多機能化と、交通利便性の高い拠点エリアへの集約を戦略的に進めることで、様々な都市のストックを活用し、まちの再生を図る。

本市の資産である豊かな自然を適切に守り管理することで災害の発生を防ぐとともに、河川の改修や維持管理、道路等の都市基盤の既存ストックを効果的に活用した整備・維持により安全な都市づくりを行う。

道路等の既存の都市基盤の有効活用を図るため、パーク・アンド・ライド*などの自動車から公共交通への乗り換え促進策や交通需要マネジメント*の実施、まち全体の価値を向上させるエリア・マネジメント*といった「ソフト」の取組みを進める。



中央通りの歩行者優先化整備



リノベーション事例

目標3：自然・歴史・文化などの地域特性を活かした長野らしい特色ある地域づくりを図る

本市が魅力と活力のある都市としてあり続けるためには、定住人口だけではなく、観光・ビジネスなどの交流人口を増やすことが重要である。

このため、地域ごとの特性や市街地形成の歴史を踏まえ、それぞれが特色をもち独自の文化を創造し、多くの人を惹きつける街づくりを行う。また本市の魅力である自然・歴史・文化を活かした多様な居住・就業形態への対応や、整備された広域交通網を活用した広域交流を視野に入れた都市づくりを進める。

本市の特徴である善光寺平を取り囲む山、川、緑などの自然資産を守り育てていくとともに、都市づくりの重要な要素として都市と一体的な活用を図る。また、都市内の緑の充実や地域特性を活かした景観づくりにより、特色ある地域づくりを進める。

「生活の質」を高めるために、地域住民が自らそれぞれの地域の特色ある街づくり（地域の伝統文化・行事の継承、コミュニティ・カフェ*のような地域社会の中の居場所づくりなど）に取り組み、それを支える組織や人を資産として尊重する。また、地域と行政が協働してまちづくりを進めていくための計画や活動を行う場づくりを進める。



飯綱高原の住宅と自然



松代藩真田十万石まつり



中央通り舗装の石畳化（善光寺表参道）



戸隠奥社杉並木

第2章 将来の都市構造

都市構造とは、都市づくりの理念や目標を達成するため、現在の土地利用や自然などの地域資源を踏まえつつ、将来の望ましい都市の構成（土地利用と地域間連携の大きな方向性）を示したものであり、都市の「骨格」を空間的、概念的に示すものである。

都市構造の基本的な要素は、「拠点」と「軸」で構成される。

1 都市構造の基本的な考え方

コンパクトな都市（集約型都市構造）とするための「都市拠点」と「都市軸」の形成

- ・ 多様な都市機能が集積し都市生活・活動の核となる「都市拠点」の形成
- ・ 拠点間の都市機能の連携を確保するとともに、市域外との連携を強化する「都市軸」の形成

地域資源を活かし各地域が連携した一体的な都市の形成

- ・ 豊かな自然の保全とともに、観光業の振興を図る「自然観光拠点」の形成
- ・ 「自然観光拠点」や「地域拠点」などを結び、市外との連携を強める「地域交流軸」の形成
- ・ 市内に点在する歴史的な街などを結び、歴史・文化の交流や周遊性を高める「歴史交流軸」の形成

2 都市構造の形成方針

① 拠点について

「拠点」は、都市機能（商業、業務、文化、教育、医療福祉など）が集積し、公共交通を用いて多くの人アクセスする鉄道駅などを中心とした「都市拠点」と、地域の生活の利便性を向上させ、地域の中心となる「地域生活拠点」、自然や観光機能が集積し広域からの利用客も訪れる長野市を代表する「自然観光拠点」に区分する。

「都市拠点」は広域的な都市機能や日常生活に必要な機能が徒歩圏内に集積し、拠点の後背の居住地から徒歩や公共交通によりアクセスする市街地の「核」となるものであり、下表のように「広域拠点」と「地域拠点」に区分する。

「都市拠点」のような機能集積や広域的なアクセスはみられない「地域生活拠点」は、拠点周辺の居住の集積を図り、市街地における地域の拠点となる「生活拠点」と中山間地域などで歴史的に形成されてきた地域の中心となる「生活中心地」に区分する。

■ 拠点の分類と機能（機能集積、利用イメージ）

分類		集積する機能や拠点の利用イメージ
都市拠点	広域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 長野地区中心市街地を中心とした高次の広域的都市機能（市や長野県に唯一もしくは、北信エリアなど広域生活圏に一つあるような機能）の集積する拠点。 鉄道やバスを利用し、市内全域及び近隣市町村からアクセスされる。
	地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 市内のいくつかの地区の中心となり、広域拠点に次ぐ都市機能が集積する拠点。 地域の自然・歴史・文化を活かした生活と交流のための都市機能が集積する。 日常生活に必要な買い物やサービスを受けるためには、中心市街地（広域拠点）まで行かなくても事足りる。
地域生活拠点	生活拠点 (市街化区域内)	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点のような集積はないが、市街地における地域の「生活の質*」を高め、生活と密着したサービスを提供する都市機能の集積・維持する地域の中心地。
	生活中心地 (市街化調整区域) (都市計画区域外)	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的に形成されてきた平地部や中山間地域の集落の中心地区（中山間地域等の小さな拠点など）。 生活と密着した地域コミュニティ*の核

※ 「都市拠点」は、立地適正化計画における「都市機能誘導区域」に相当するものとする。

自然観光拠点	<ul style="list-style-type: none"> 居住人口と交流人口の拡大を視野に入れ、自然環境と共生した居住・観光地としての整備を図る拠点。 長野を代表する自然や特色ある自然環境などで、広域的に来訪者を集めるエリアで、都市との連携（アクセス交通）や土地利用（保全と利用の調和）を図る。
--------	---

② 軸について

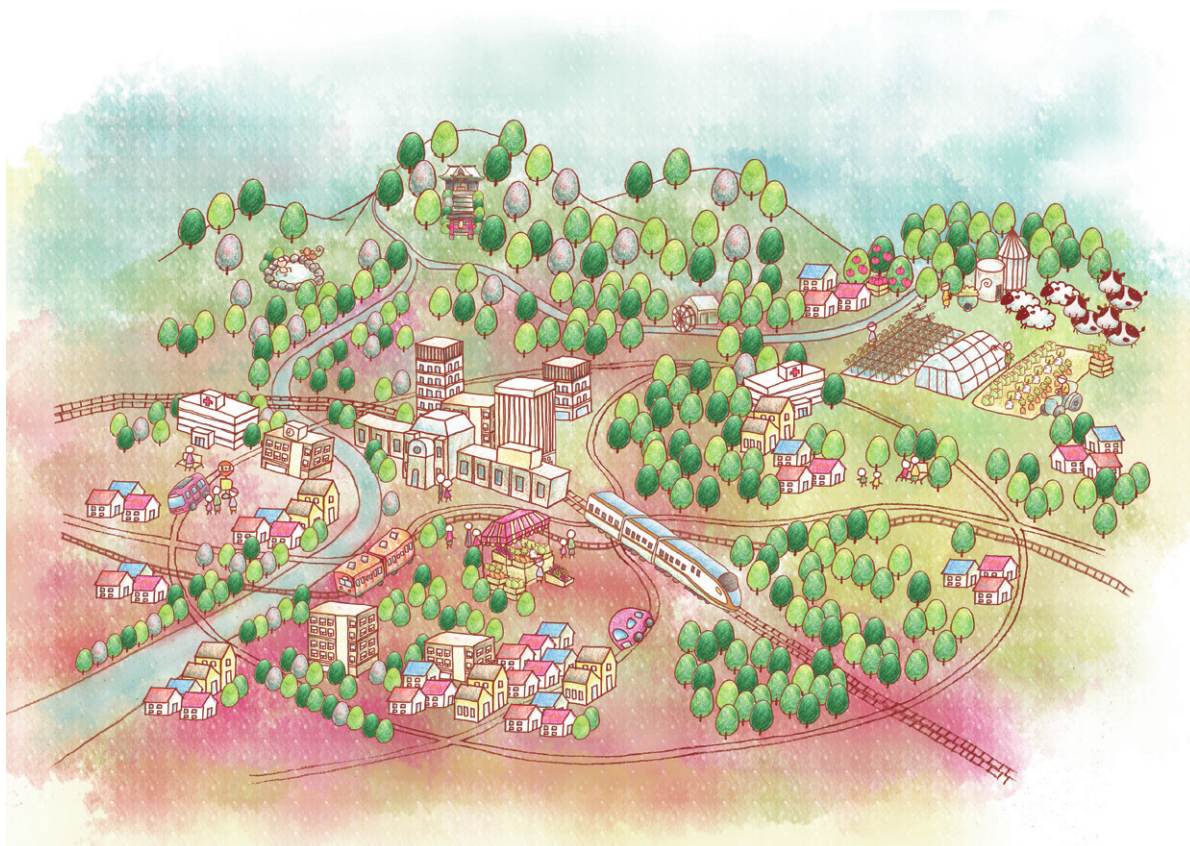
「軸」は、拠点間の都市機能の集積と連携を確保する「都市軸」と、地域間の連携や観光ネットワークの形成を高めるため、地域生活拠点や自然観光拠点を結ぶ道路を基本として位置づける「交流軸」に区分する。

「都市軸」は、歩いて暮らせる生活圏の形成や公共交通の活用、移動による環境負荷の低減の観点から、鉄道沿線や拠点間の相互連携を促進する位置に設定する。公共交通を基本とし、さまざまな拠点、地域を結びつけ、活発な都市活動や交流を支える軸である。

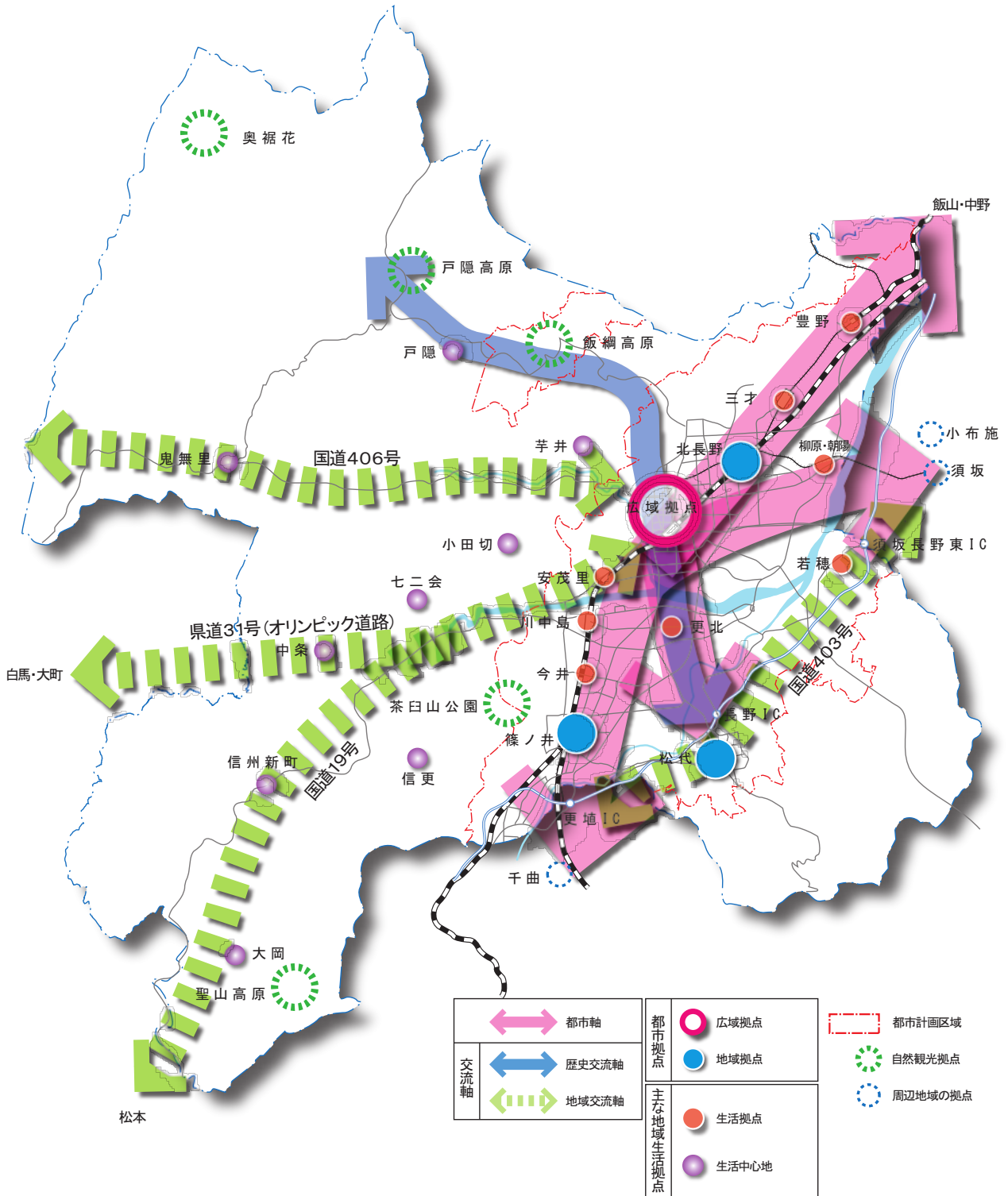
「交流軸」は、周辺地域の拠点や市内に点在する歴史的な街を結び、歴史と文化の交流、観光の周遊性を高める「歴史交流軸」と、道路を基本として、市内の地域拠点や自然観光拠点を結び、都市機能の連携や広域的な観光ネットワークの形成を高める「地域交流軸」の2種類の軸に区分する。

■ 軸の分類と機能（機能集積、利用イメージ）

		軸の形成や土地利用・ネットワーク・イメージ
都市軸		<ul style="list-style-type: none"> ・「都市拠点」をつなぎ、拠点間の都市機能の集積と連携を確保する。 ・鉄道沿線や基幹的なバスが運行される幹線道路の沿道を位置づけ、ネットワークの利便性の確保、沿線・沿道の都市機能の集積を図る。
交流軸	歴史交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に点在する歴史的な街を結び、歴史と文化の交流、観光の周遊性を高める。
	地域交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・道路を基本として、長野市内の地域拠点や自然観光拠点を結び、都市機能の連携や広域的な観光ネットワークの形成を高める。 ・周辺地域との連携・交流を密接にし、広域的な人の呼び込みにより、都市拠点等の拠点性を高める。



■ 都市構造図（拠点と軸）



3 都市拠点・地域生活拠点の整備方針

都市づくりの目標である「誰もが住みやすく移動しやすいコンパクトな街」の形成の核となるそれぞれの都市拠点（広域拠点、地域拠点）と地域生活拠点（生活拠点、生活中心地）の具体的な整備の方向性は次のとおりである。

【都市拠点】

● 広域拠点（長野地区中心市街地）

- ・ 広域拠点は、長野駅～善光寺を中心とした中心市街地を本市及び北信地域の「広域総合拠点」として、ここでしか手に入らないような商品やサービスが提供される商業・娯楽機能、市役所・県庁や国の機関などの行政機能、金融機関や企業の本支店などの事務所機能等の多様で高次の都市機能が集積する拠点である。
- ・ 長野地区中心市街地では、中央通りやその周辺地で歩行者優先の交通環境整備や市街地整備を進め、商業集積等を促進すると同時に、官公庁や本社機能などの中核的な業務・サービス機能といった高次都市機能の集積を図る。
- ・ 歩いて暮らせる生活圏の形成や、活力と魅力を備えた中心市街地の形成のため、まちなか居住の促進や周辺地域との公共交通の結節性を高める。

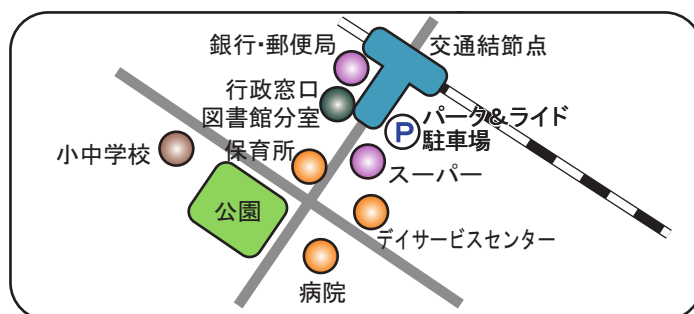


広域拠点（長野地区中心市街地）

● 地域拠点（篠ノ井、松代、北長野）

- ・ 歴史的に地域の中心として諸機能が集積してきた篠ノ井、松代や、交通結節点でもあり駅前の再開発事業により集積が高い北長野周辺は、「地域拠点」として、広域拠点に次ぐ都市機能を分担できるよう、土地利用や都市機能の誘導を図る。
- ・ 地域拠点では、すでに整備されている駅前広場等の都市基盤を活かし、周辺地域の生活や業務関連施設の立地促進を図る。
- ・ 人が集まるような拠点性を高めるため、周辺に広がる住宅地から駅前などへのバスや車でのアクセスを強化し、パーク・アンド・ライド*による公共交通への乗り換えの拠点とする。

■ 地域拠点の機能集積イメージ

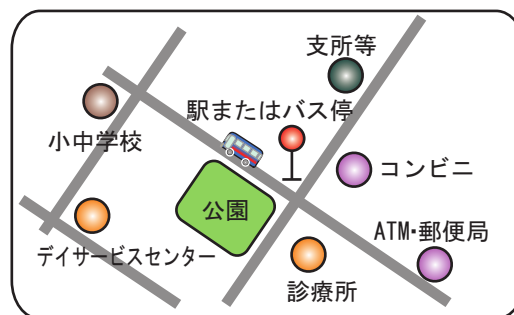


【地域生活拠点】

● 生活拠点（市街化区域内）

- ・都市拠点以外の鉄道駅周辺、主要なバス停周辺、市役所支所等が立地する既存市街地の中心地は、スーパーマーケット、食料品・日用品店などの商店や、小中学校や診療所等の日常生活に不可欠な機能が、徒歩又はバス等の公共交通で利用できる日常生活の拠点となる地区である。
- ・都市拠点などと生活拠点を連絡する道路ネットワーク形成に必要な道路整備を図るとともに、バス等の公共交通アクセスの強化を進める。
- ・生活拠点を中心として、居住機能の集約立地を進め、拠点での都市機能の需要確保と、居住地から拠点への負担の少ない移動（徒歩、自転車等）が確保されるよう居住誘導を図る。

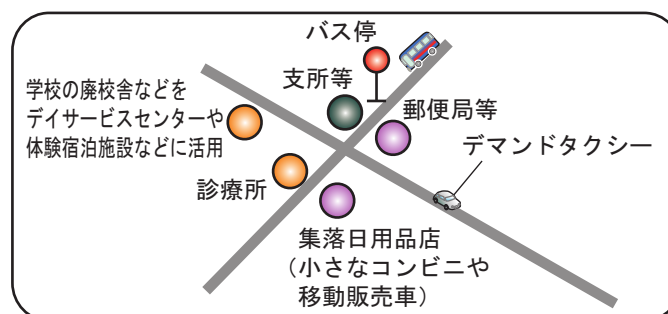
■ 生活拠点の機能集積イメージ



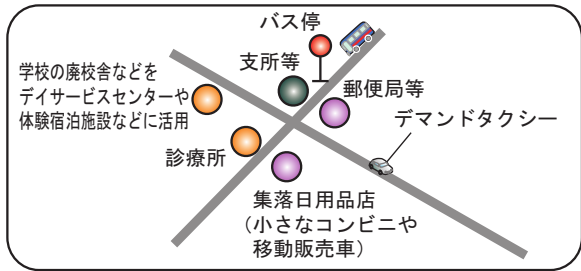
● 生活中心地（市街化調整区域・都市計画区域外）

- ・歴史的に形成された平地部や中山間地域の生活中心地は、既存の集落コミュニティを基本として、必要に応じて「自助・共助・公助」を組み合わせた生活の展開を図る「小さな拠点」とする。
- ・生活中心地で日常生活に必要な機能を全て満たすことができない場合は、隣接する生活中心地との連携による役割分担を図り、地区間の交通を確保する。
- ・高齢者等が自家用車を運転しなくても移動手段を確保できるよう、デマンドタクシー*などと、他の生活拠点等と連絡する基幹的なバス・鉄道を組み合わせた生活交通を確保する。
- ・二地域居住*の受け皿としての住宅や、営農意欲や新しい価値観を持った若者世代などの新たな居住・滞在者を受け入れるため、空き家や空き地の活用を進める。

■ 生活中心地の機能集積イメージ

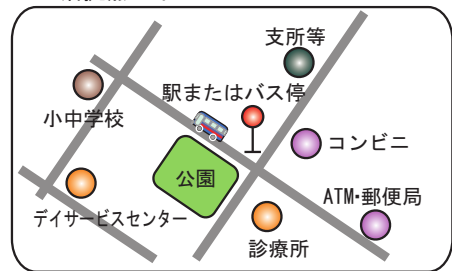


■ 拠点の形成による集約型都市構造のイメージ図
生活中心地のイメージ



駅から離れた地域生活拠点では、基幹的なバス路線の
停留所や行政支所を中心に生活機能の集積を図る

生活拠点のイメージ



主要な鉄道駅を
中心とする地域拠点

コミュニティバスや
デマンドタクシーなどにより
集落から拠点へのアクセスを確保

生活中心地

地域生活拠点同士を結び
相互に機能補完

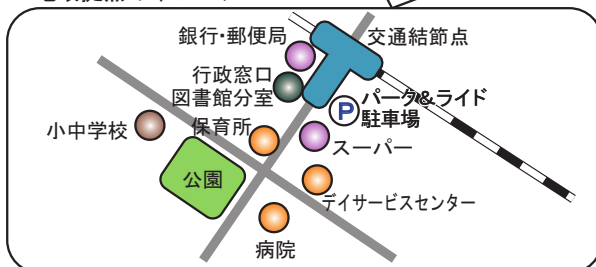
生活拠点

長野地区中心市街地
(広域拠点)

広域拠点と連絡する
基幹的公共交通

生活拠点

地域拠点のイメージ



第3章 土地利用の方針

1 土地利用の基本方針

● コンパクトな街の形成のための土地利用の誘導

① 集約型都市構造に対応する土地利用

徒歩圏内への日常生活に必要な機能（生活利便施設、医療、介護、福祉、教育、文化など）の集積による、コンパクトな都市圏を実現するため、既存の交通ネットワークなどによる利便性の高い場所に身近な拠点を育成し、居住機能と商業、業務等の機能が複合した土地利用を図る。

② 中心市街地の活性化

中心市街地では、歴史・文化などの特色を尊重し、既存の都市基盤を有効に活用するとともに、賑わいを創出する商業、文化等の都市機能を集積させる。また、まちなか居住を推進することで、多様な魅力と活力のある「都市の顔」にふさわしい中心市街地の再生を図る。

③ 多様な居住ニーズに対応する土地利用

持続可能な都市とするため、一定の人口規模を維持することが重要であり、少子化を食い止める方策とともに、転出者を減らし、新たな居住者、滞在者を受け入れることができる土地利用を図る。

市街地や集落地域において、市街地特性と市民のライフスタイル*（若年単身者、ファミリー世帯、熟年世帯、高齢世帯等）に応じた居住地を提供する。

中心市街地周辺部や市街地縁辺部では、鉄道駅や基幹的なバス網が整備されているエリアを中心に、生活道路や公園、生活利便施設等の集積を促進し、「歩いて暮らせる」居住地の形成を図る。

④ 居住機能等の集約誘導

コンパクトな都市を形成するとともに、無秩序な市街地の拡大を防止し、郊外や中山間地域の良好な自然や農林業地を保全するため、居住機能の集約誘導により、市街地の外延的な拡大を引き続き抑制する。また、人口減少の進行などにより、空き家や空き地の増加が予想されることから、これら既存ストックの有効活用を図り、居住機能の集積を維持する。

公共交通の利便性が高いエリアや、将来一定規模以上の居住集積が見込まれる地域を立地適正化計画*の居住誘導区域として設定し、居住機能の維持・集積の誘導を図る。

● 地域特性を活かした土地利用の誘導

① 地域区分に応じた課題を踏まえた土地利用

長野市の市街地は、その成り立ちやこれまでの都市計画により、いくつかに類型できる。行政や業務機能、広域的な商業機能が集積してきた長野地区中心市街地をはじめ、旧市町村の中心地域や鉄道駅周辺など、地域の中心的な商業地が存在する。

居住地も中心市街地、中心市街地の周辺に拡大してきた住宅地、農地の転換により形成された住宅地、高度経済成長期に形成された住宅地、平地部の農地中の集落、中山間地域の集落など多様である。このため、市街地中心部、周辺市街地、市街地縁辺部、平地部の集落地、中山間地域の集落地、高原住宅などの区分を設定し、集約型の都市構造を実現するための機能集積や土地利用の誘導を進めていく。

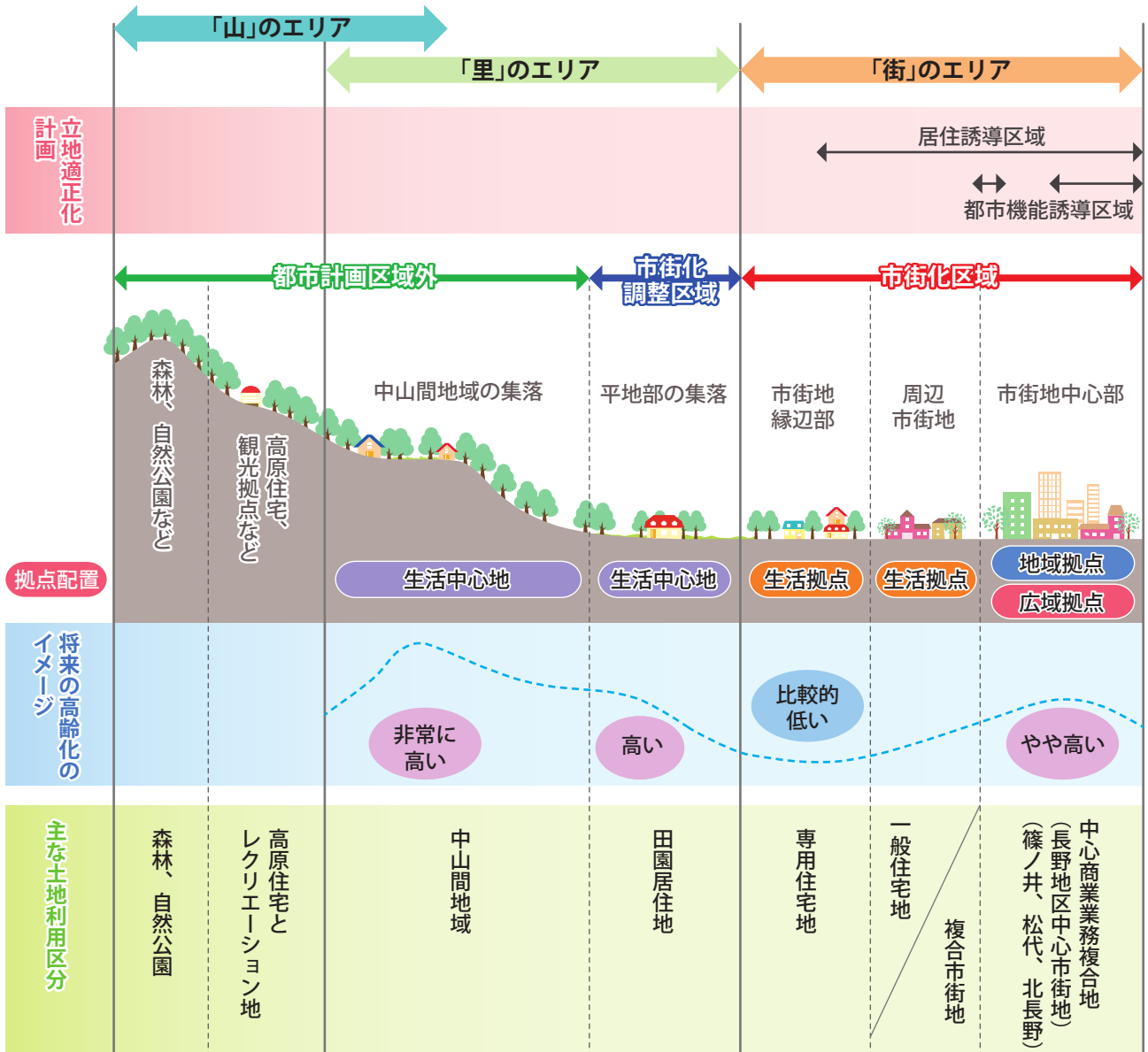
② 自然環境保全や農林業振興と都市生活の共存を図る土地利用

本市の資産である豊かな自然環境と、都市の魅力や活力を生み出す都市活動との共生に積極的に取り組むとともに、貴重な生産活動の場である農林地と居住の調和を図り、各地域の自然・風土を活かした都市づくりを目指す。

■ 地域区分と土地利用区分表

地域区分	土地利用区分	該当地域
市街地中心部	① 中心商業・業務複合地	・広域的な都市核〔長野地区中心市街地〕 ・地域商業などの拠点〔篠ノ井、松代、北長野〕
周辺市街地	② 複合市街地	・市街地中心部に接する地域で住宅と商業、工業等が複合しているエリア（鶴賀、中御所等）や駅周辺の市街地（豊野、川中島等） ・幹線道路沿線等（稲里、檀田等）
	③ 一般住宅地	市街地周辺の住宅主体の地域（三輪、吉田、古牧、芹田、川中島・篠ノ井などの一部等）
市街地縁辺部	④ 専用住宅地	戸建ての住宅が主体で良好な住環境が確保されている地域（安茂里、浅川、若槻、朝陽、篠ノ井・川中島の周辺部等）
	⑤ 工業地	工場や流通施設などの産業施設の集積地（石渡・北尾張部地区、南長池・北長池地区、篠ノ井岡田地区、大豆島地区）
平地部の集落地	⑥ 田園居住地	市街地調整区域内の農業的土地利用と居住が複合している地域
中山間地域の集落地	⑦ 中山間地域	山間部や丘陵部にあり、豊かな自然と農林業の生産空間と集落が点在している地域。（都市計画区域外）
高原住宅、観光拠点など	⑧ 高原住宅・レクリエーション地	飯綱高原の良好な自然に囲まれた高原型居住地 自然環境と共存した自然・レクリエーション地域
森林、自然公園など	⑨ 森林・自然公園	妙高戸隠連山国立公園区域をはじめとする山岳、森林、湖沼等（良好な景観の保全、水資源の供給、災害防止等の面で重要な地域）

■ 土地利用区分のイメージ図



その他の土地利用区分：「工業地」

2 土地利用区分ごとの方針

(1) 市街地中心部（中心商業・業務複合地）

都市活動や生活の中心となる広域拠点や地域拠点では、多様で魅力ある都市機能の集積を図るとともに、多様な居住機能の導入を図るため、長野駅をはじめとする主要な駅周辺の市街地では、商業・業務機能と合わせて、良質な都市型住宅の土地利用を誘導する。



中心商業・業務複合地のイメージ

(2) 周辺市街地（複合市街地、一般住宅地）

広域拠点や地域拠点などに近接している周辺市街地では、地域特性や、鉄道などの公共交通の利便性を活かし、既存の都市のストック（都市インフラ*や住宅など）を活用して、戸建てや集合住宅など多様な住宅の供給と職住近接や歩いて暮らせる街づくりを進める。

比較的古くから形成されてきた住宅地における、道路や身近な公園などの都市基盤の整備や更新を進め、快適で安全な住環境を提供する。特に、高度経済成長期に形成された住宅団地では、良好な都市のストックを次世代に引き継いでいくために、空き家や空き地対策などを講じる。



複合市街地のイメージ



一般住宅地のイメージ

(3) 市街地縁辺部（専用住宅地、工業地）

郊外の既存市街地では、緑が多く、より広い居住地を提供し、新たな住民の受け皿として魅力ある整備を行うとともに、次世代にわたって住み続けられる都市づくりを進める。

基盤が整備されている住宅地においては、地区計画*等による地域づくりのルール化を促進し、個々の建替え等の機会をとらえた市街地内の基盤整備、環境整備を図る。

生産活動の中心となる工業地では、工業・物流等の産業関連機能の集積を促し、周辺地域の環境の悪化を招かないような土地利用とするとともに、地域内では敷地内外の緑化による環境の向上を図る。



専用住宅地のイメージ（三本柳地区）

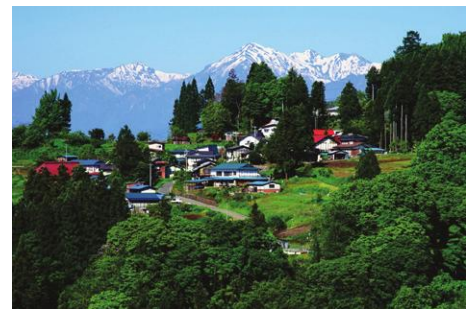
(4) 平地部の集落（田園居住地）

平地部の集落（市街化調整区域）は、自然環境・農地等の保全を図り無秩序に分散した居住を防ぐとともに、既存集落のコミュニティを維持するための環境整備を進め、秩序ある土地利用を誘導する。

また、農地・農業用水路等は食料の安定供給、農業の多面的機能を支える重要な資源であるとともに、自然環境や景観の保全・形成の面からも重要であることから、将来にわたる良好な資源として保全・管理する。

(5) 中山間地域の集落（中山間地域）

農地・山林は、農林業の持続的発展や自然環境、景観の保全・形成において重要であるとともに、その荒廃は自然災害を引き起こす要因にもなるため、中山間地域の集落では、居住等との調和を図りつつ将来にわたる良好な資源として、これらを保全・管理していく。さらに、営農意欲や新しい価値観を持った若者世代などの新たな居住・滞在者の受け入れ環境の整備（空き家・遊休農地活用等）や都市部からの交流人



中山間地域のイメージ（七二会地区）

口を増加させるソフト施策（観光、農林業体験等）と必要なインフラ整備を進め、人口減少・高齢化が進む中山間地域での自然環境とコミュニティの維持を図る。

(6) 高原住宅・観光拠点

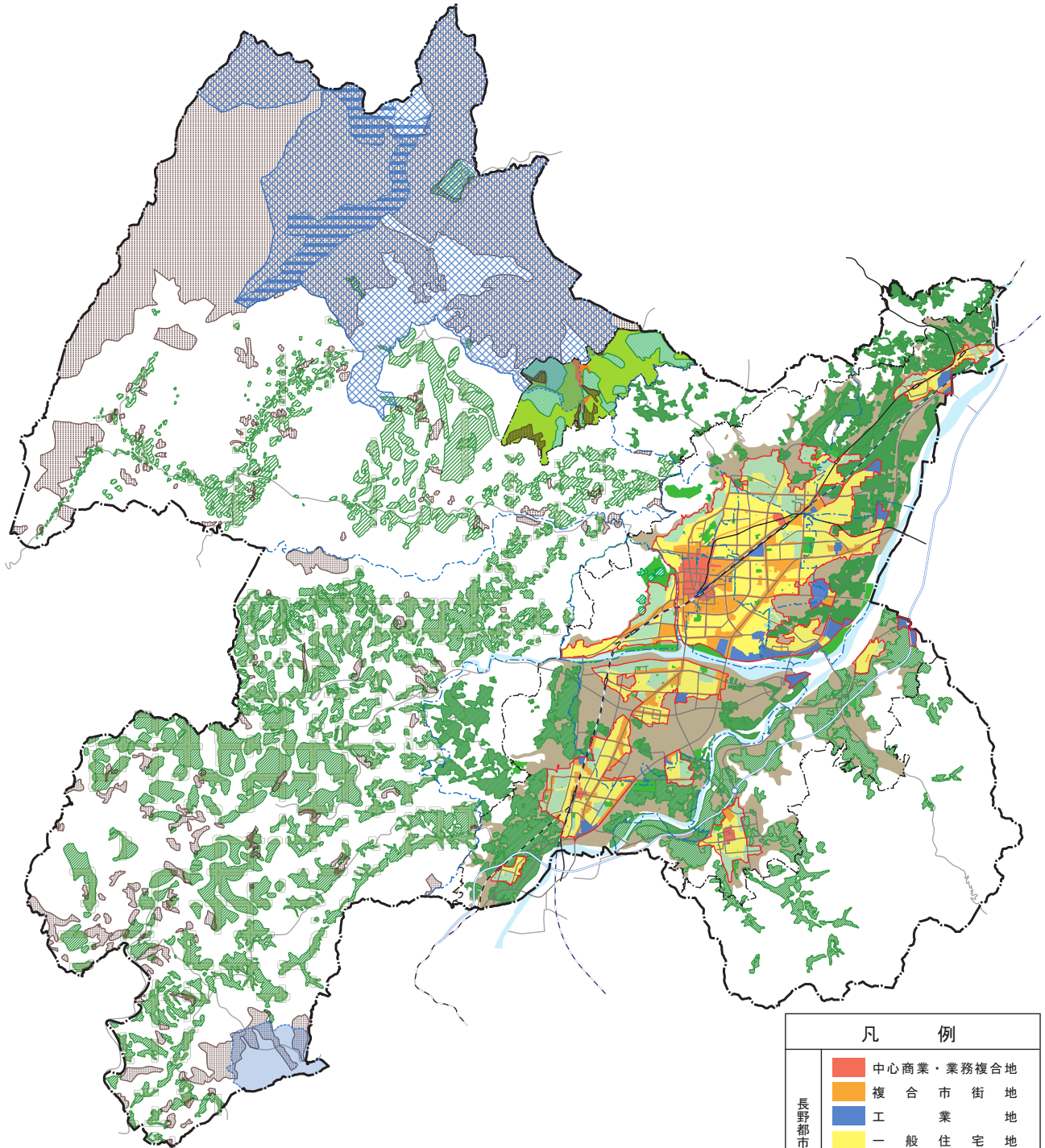
飯綱高原等の良好な自然に囲まれた環境を活かし、都市住民の二地域居住*などの受け皿となる健全な居住地を形成する。また、無秩序な開発による環境の悪化が懸念されることから、居住地や生活利便施設等の秩序ある立地を誘導し、自然環境と調和した高原の居住地の形成を図る。

さらに、自然観光拠点として、多くの人々が自然を享受できる施設整備や土地利用を推進する。

(7) 森林、自然公園等

妙高戸隠連山国立公園区域をはじめとする山岳、森林、湖沼等の美しく豊かな自然環境は、良好な景観の保全、水資源の供給、洪水や地すべりといった災害防止等の面で重要な地域であり、将来に引き継ぐべき貴重な財産として積極的に保全する。

■ 土地利用区分図



凡 例	
長野都市計画区域	中心商業・業務複合地
	複合市街地
	工業地
	一般住宅地
	専用住宅地
	公園・緑地
	田園居住地
飯綱高原都市計画区域	農用地
	生活支援・観光交流拠点
	高原住宅・レクリエーション地
	森林・農地等
都市計画区域外	自然公園地域
	保安林
	農用地
	保安林
都市計画区域外	自然公園地域
	特別地域
	特別保護地域

※農用地
農業振興地域において農業振興地域整備計画が定められており、農用地として利用すべき土地の区域である農用地区域が指定されている。

第4章 道路・交通施設整備の方針

1 道路・交通施設整備の基本方針

● コンパクトな都市（集約型都市構造）を支える交通整備

日常生活が徒歩圏内で充足しない場合に、自家用車で移動するのではなく、公共交通を利用できるように、公共交通の充実や地域特性に応じた生活交通を確保するとともに、居住の誘導を図るエリアへの集約を促すための道路や公共交通整備を進める。

また、広域拠点である市街地中心部の総合的な交通整備に取り組むとともに、地域内や域外の拠点間を結ぶ広域幹線道路等の交通ネットワークの整備を進める。

● 交通需要の平準化・効率化を図るための交通需要管理や効率的な道路整備

既存の路線バスや鉄道などを活かした基幹的な公共交通の充実と需要の創出を図る。また、既存の道路ネットワークを活用した効率的な道路整備や交通需要マネジメント*諸施策の展開を進める。

● 安全・安心で環境にやさしい交通施設整備

災害に強い都市を支える都市基盤の整備や、ユニバーサルデザイン*に配慮した都市基盤施設や歩行者空間の整備を図る。

公共交通の利用促進や道路空間の緑化等により環境にやさしい都市基盤施設の整備を進める。また、自転車利用を促進するための交通施設の整備を進める。



2 道路・交通施設の整備方針

(1) 道路整備の方針

① コンパクトな都市（集約型都市構造）を支える道路の整備

拠点へのアクセスの確保と拠点間の連携を強める幹線道路、及び拠点や市街地への通過交通を排除するバイパス機能をもつ幹線道路の整備を進める。

広域拠点や地域拠点では、交通の円滑化を図る道路ネットワークの形成を図り、生活拠点では地域内の安全性とアクセス性を高める生活道路の整備を図る。

中山間地域では、生活に必要な幹線道路や、観光交通を支える道路など市街地中心部とのアクセスを向上させる道路ネットワークの強化を図る。

自転車道ネットワークの調査・検討を進めるとともに、自転車利用の促進を図り、安全性の高い走行空間を確保する。

② 安心・安全な道路の整備

密度の高い市街地の防災性を高めるために、延焼遮断帯としても機能する道路網や、災害時などの避難や緊急車両の通行など防災面を考慮した道路の整備を進める。

また、誰もが安心して利用できる道路環境整備を図るため、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、地域内の生活道路については、歩道の整備、狭あい道路*の解消による安全性、快適性の向上を図る。

■ 自転車走行環境の事例



自転車道の整備例（運動公園通り線）

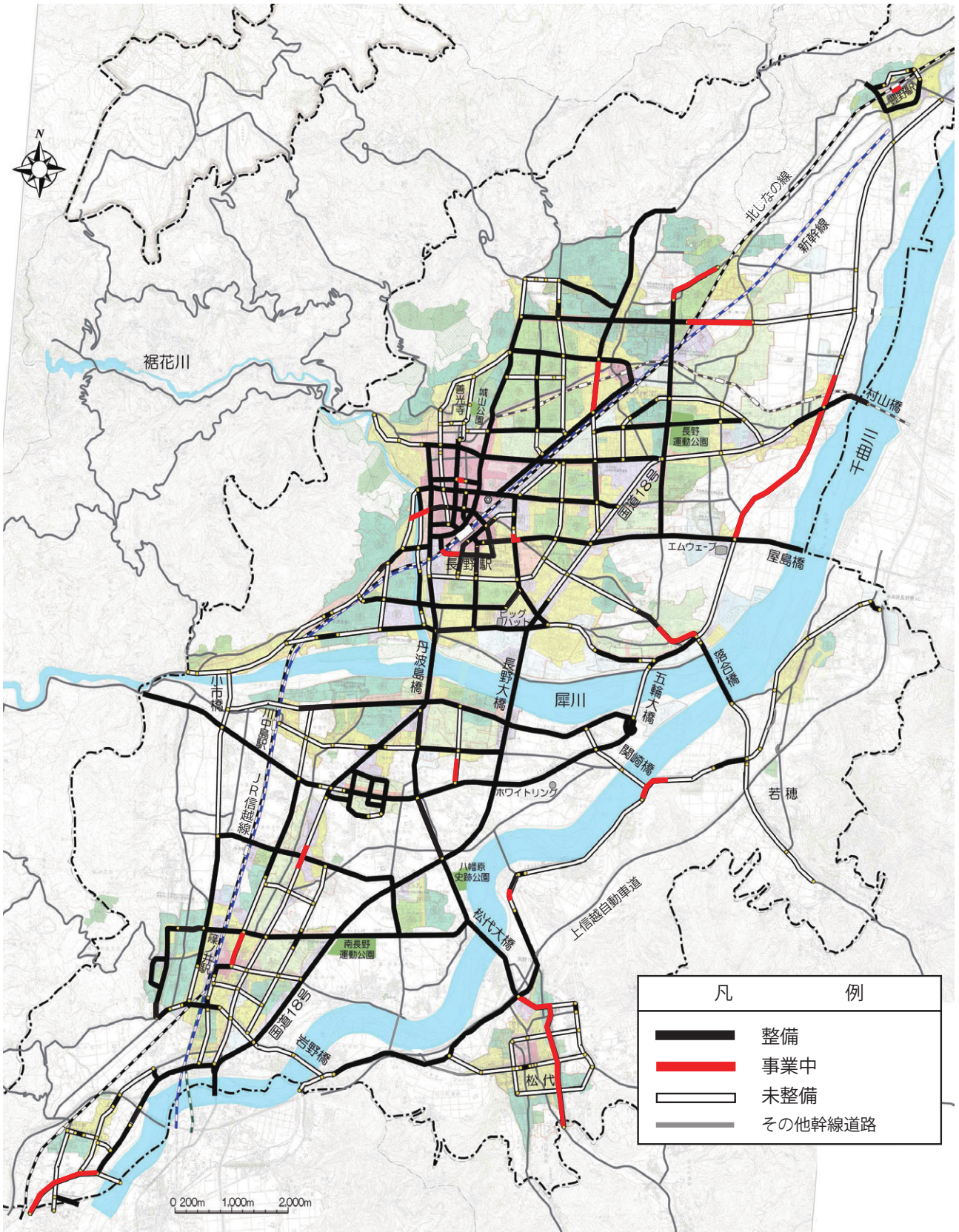


自転車レーンの設置例（上松吉田線（SBC通り））

■ 広域道路網



■ 都市計画道路整備計画図



・ 都市計画道路網は、長野市内に 101 路線 (約 260km) あるが、全体延長の約 58.0% の整備が完了している (平成 28 年 4 月 1 日現在)。

(2) 公共交通整備の方針

高齢化や核家族化に伴う交通弱者の増加が見込まれる中、公共交通は、生活を守り、地域の活力を維持していくために、必要不可欠な都市機能の一つである。暮らしを守る役割を担うとともに、集約型のまちづくりを支える拠点間のネットワークづくりや観光等による交流の活発化の役割を踏まえ、公共交通の維持・整備を図る。

■ 公共交通整備の基本方針

基本方針1：将来も安定して運行を続ける公共交通

基本方針2：公共交通ネットワークの再構築

基本方針3：分かりやすく利用しやすい公共交通

(出典：長野市公共交通ビジョン（平成27年）)

① 基幹公共交通軸

都市軸を形成し、鉄道等の輸送能力が大きい公共交通で広域拠点や地域拠点、自然観光拠点や周辺自治体を相互につなぐもので、地域住民や来訪者にとって利用しやすい交通手段として整備を図る。

② 地域公共交通軸

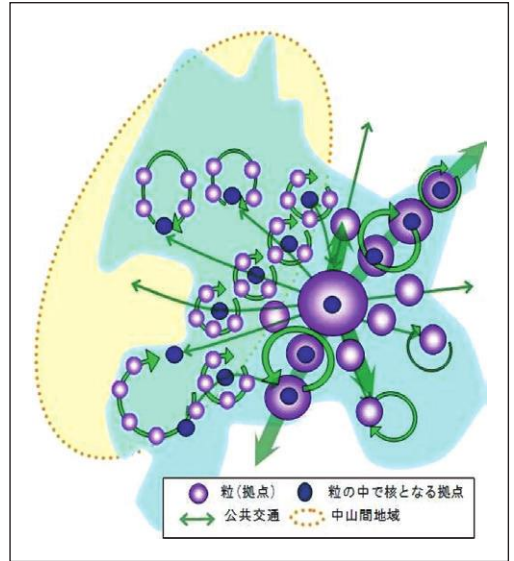
平坦部の市街地と、広域拠点、地域拠点、生活拠点もしくは観光拠点を結ぶ公共交通軸である。通勤・通学など日常的な移動や、高齢者などの通院・社会参加などの市民生活を支える。

③ 中山間地域公共交通網

中山間地域と広域拠点もしくは地域拠点を結ぶ公共交通であり、地域及び集落を守るために不可欠なライフラインとしてのネットワークを確保する。

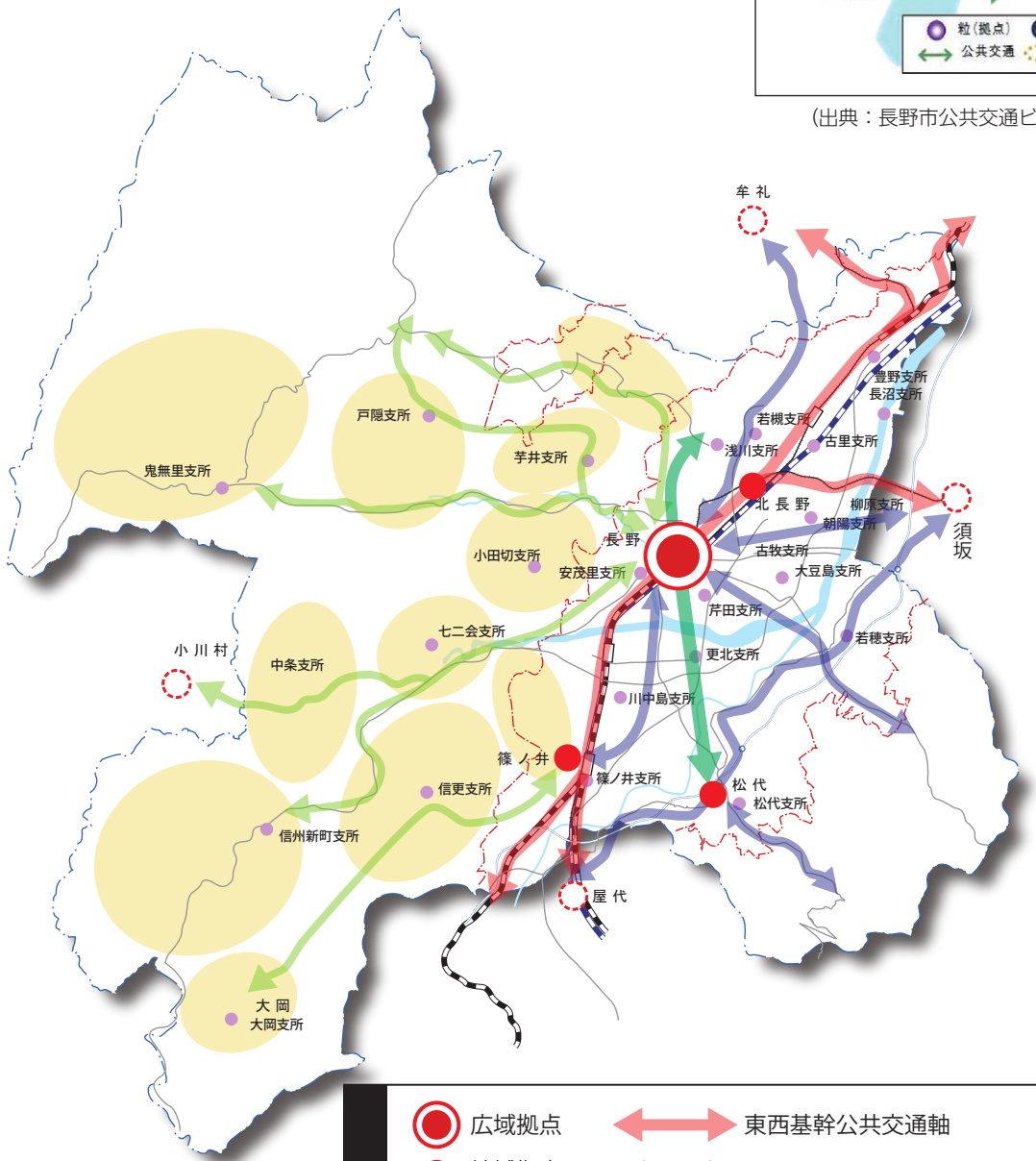
中山間地域の生活中心地と広域拠点とを結ぶ地域間幹線を確保し、地域内の生活中心地と周辺の集落、観光資源などを結ぶ支線によるネットワークを形成する。

■ 都市構造と公共交通のイメージ



(出典：長野市公共交通ビジョン (平成 27 年))

■ 都市構造を支える公共交通軸



凡例		広域拠点		東西基幹公共交通軸
		地域拠点		南北基幹公共交通軸
		隣接他市拠点		地域公共交通軸
		支所		中山間地域公共生活交通網 地域間幹線
				市営バス・中山間 地域輸送システム

(3) 交通利用環境の整備

① 交通需要マネジメントの推進

自動車の交通量の削減や、混雑地域の交通量の分散などのため、各地域の実情に応じ、公共交通への転換の促進や、カーシェアリング、時差出勤などの自動車の効率的・効果的な利用を促進する必要がある。そのため、情報通信技術を活用した交通情報などの発信、広報活動やイベント、社会実験等を通して利用者への啓発や交通行動の変化を図るモビリティ・マネジメント*の検討を行う。

② 既存道路の改善

既存の道路ストックを活かした効率的な道路ネットワークの形成を図る。

人口の減少や高齢化の進展等によって交通需要が変化することにより、路線によっては自動車交通量の減少への対応や自転車や歩行者に配慮した道路幅員構成の見直し等を進める。

③ 公共交通の利用環境の充実

幹線バスと支線バスを乗り継ぐ結節機能の強化を図るための「ミニバスターミナル」等の整備や、駅や主要なバス停周辺にパーク・アンド・ライド*用駐車場、サイクル・アンド・ライド用駐輪場の整備を進める。

路線バスの速達性、定時性を確保するため、バス専用・優先レーンの確保、優先信号制御などによる公共車両優先システムの導入を検討する。また、携帯電話、スマートフォン向けにバスの運行情報を提供するバスロケーションシステム*を導入し、バスの利用環境の向上を図る。

バス共通 IC カード「KURURU（くるる）」は、近隣都市などへの利用可能エリアの拡大や、鉄道への導入など利便性の向上を図る。

(4) 中心市街地の街づくりと一体になった総合的な取組み

① 歩いて暮らせる中心市街地を支える交通基盤の整備

中心市街地では、「住みたい、行きたい中心市街地」として、公共交通や徒歩、自転車で気軽に移動できる賑わいのある街づくりのため、歩いて楽しい歩行者空間の整備を図るとともに、利便性の高いバス路線網の充実を図る。

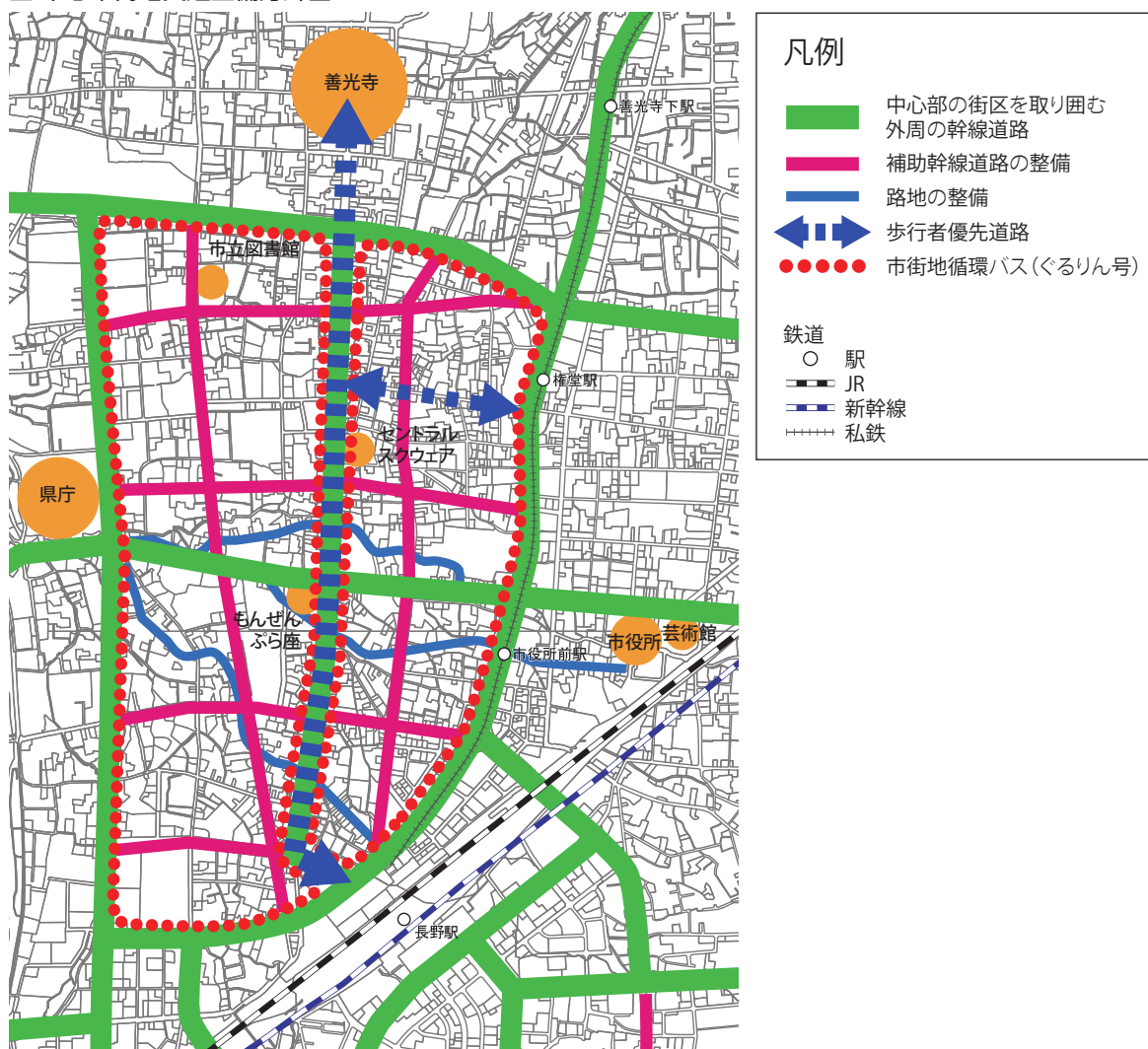
道路については、幹線道路等に囲まれた狭い道路が多い街区に通過交通を流入させず、交通の整流化を図るため補助幹線道路等の整備を進める。また、中心市街地での土地利用の高度化を図るため、外周の幹線道路沿いなどに基幹的な駐車場を整備する。

中心市街地での自転車利用の安全性や利便性を確保するため、自転車走行空間の充実や駐輪場の整備を図る。

② 歩きたくなる交通まちづくり

人々が行き交う賑わいのある空間づくりを目指し、長野駅から善光寺にかけての中央通りでは歩行者と公共交通を優先した歩行者優先道路*化を検討する。また、道路空間を活用したにぎわいの創出（オープンカフェなど）など「ソフト」の取組みを進める。

■ 中心市街地交通整備方針図



第5章 自然環境の保全と都市環境整備の方針

1 自然環境の保全と都市環境整備の基本方針

● 骨格的な水と緑の形成と緑豊かな都市環境の形成

郊外の山林や河川などの自然を保全し、市街地の公園や街路樹・水路等による緑の骨格を形成する。また、中心市街地など緑が不足する地域では、市街地整備に合わせた公園・緑地の整備や、街路樹等の整備により、豊かで快適な都市環境形成を図る。

● 豊かな自然の保全と活用による自然と人の環境共生型都市*の形成

貴重で豊かな森林や、農地などの自然資源の保全と活用により、豊かな自然とのふれあいや潤いのある環境を、地域特性を活かして形成する。

● 環境負荷の少ない低炭素・循環型都市*の形成

環境負荷の少ない、低炭素、循環型社会*の構築のため、資源、エネルギーの効率的な利用促進及び廃棄物抑制を図るとともに、公共交通や自転車利用を促進することにより、環境負荷の少ないコンパクトな都市づくりを行う。

建築物の省エネルギー化や敷地内の緑化などを促進することにより、市街地内の環境負荷の軽減を図る。

● 地域が主体となった環境配慮への取組み

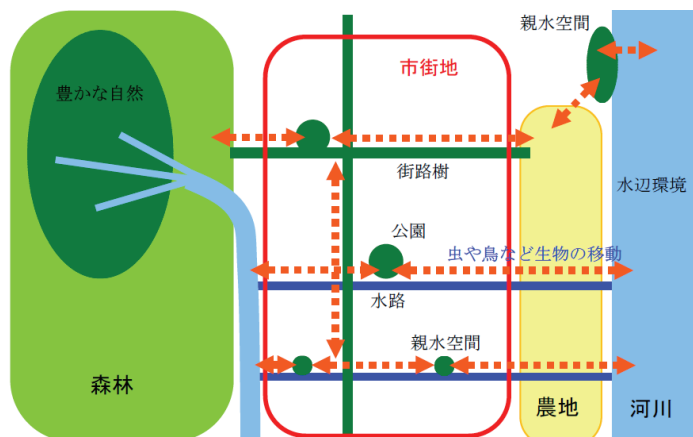
日常生活や生産活動などを通して環境と調和した都市づくりを進めていくため、市民、事業者、地域、行政等が環境配慮意識を共有し、協働して取り組む。

2 自然環境の保全と都市環境の整備方針

(1) 緑のネットワークの形成

千曲川や犀川など河川沿いの緑の軸の充実により、中山間地域の森林や郊外の山林と市街地との連続性を確保するとともに、市街地では街路樹・公園の充実や水路整備などを図り、市街地と郊外の一体的な緑のネットワークを形成する。

■ 緑のネットワーク概念図



(出典：長野市緑を豊かにする計画（平成21年）)

■ 緑のネットワークのイメージ



東通りの街路樹



南八幡川「ホタルの小径」

(2) 豊かな自然環境の保全

妙高戸隠連山国立公園に指定されている戸隠地区・飯縄山麓周辺・奥裾花渓谷、聖山高原、市街地近傍の大峰山、松代象山などの自然の保全とともに、千曲川や犀川、裾花川などの河川緑地やレクリエーションの場の整備と保全を図る。

また、人口減少や高齢化により自然の荒廃が懸念される郊外や中山間地域では、営農意欲や新しい価値観を持った若者世代などの新たな居住・滞在者や、観光、農林業体験等の交流人口の受け入れを図ることで自然環境の維持・保全を図る。

(3) 田園など既存の自然環境の保全と活用による潤いある都市環境の形成

保全すべきゾーンの明確化と市街地の外延的な拡大の抑制により、市街地やその周辺の農地や森林、歴史的な史跡や寺社などに見られるまとまりのある緑や水路など既存の資源を保全する。また、それら既存の資源に備わった環境形成や防災などの多面性を有効に活用し、地域特性に応じた潤いある都市環境の形成を進める。

(4) 緑と身近にふれあえる環境整備

市街地整備に合わせた、適切な緑地整備や基幹的な公園整備、街路樹による沿道環境の向上を図る。身近な緑や公園が不足している中心市街地では、公共施設用地などを活用し都市公園*や緑地の整備を進めるとともに、公共施設や民有地などでは、多様な手法を活用して誰もが利用できる公園・広場の確保を図る。

また、利用しやすい公園の整備を進めるため、地域住民の参画による公園づくりを図るとともに、地域が主体となり身近な水路や緑の豊かな都市環境の充実を図る。

(5) 公共施設や民有地の緑化

学校や官公庁など、公共施設の緑化を推進し、市民共有の空間を緑豊かにする。

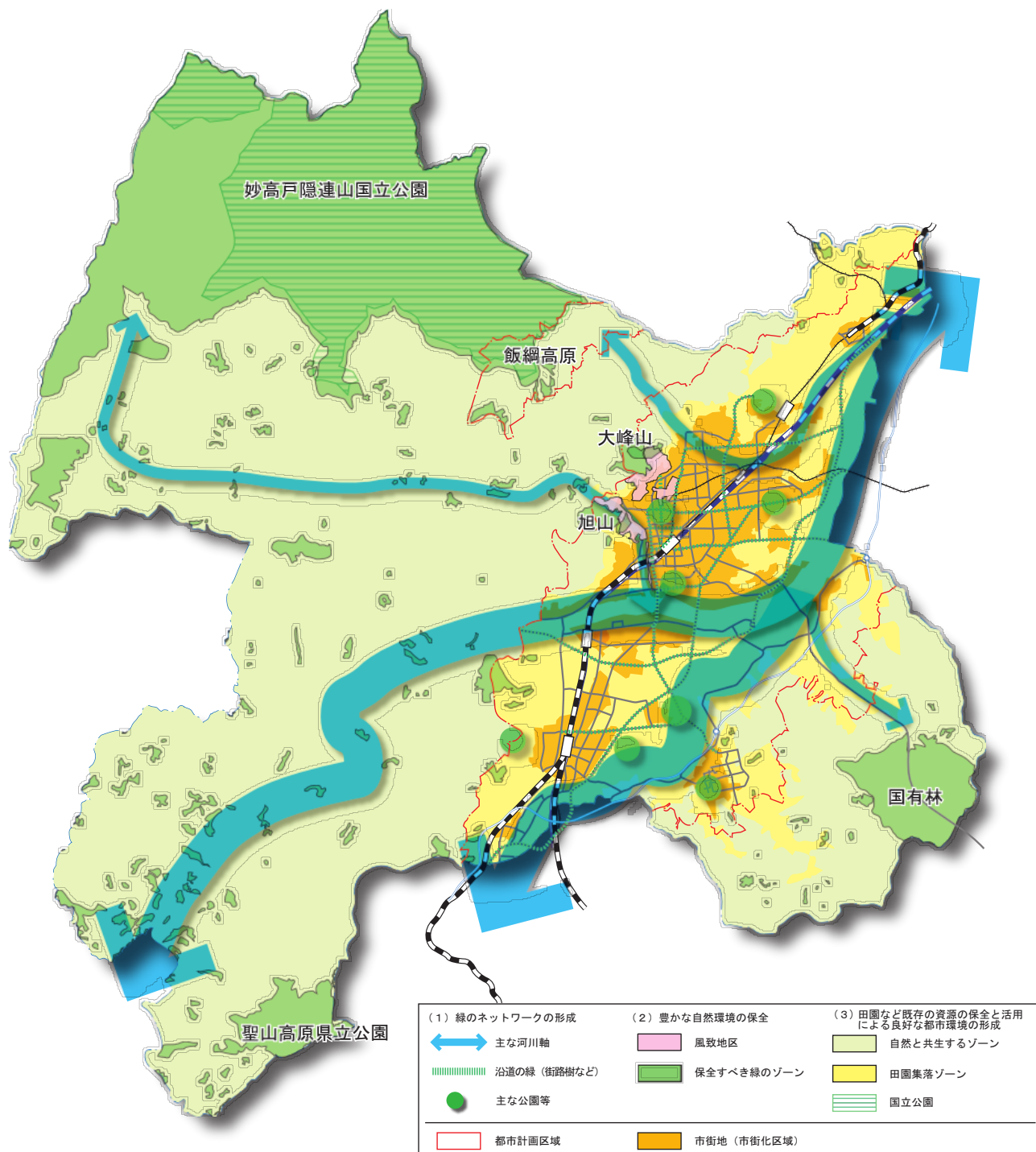
住宅や工場・事業所内の緑化など、身近な緑の充実を図り、安らぎと潤いのある住環境を形成する。また、敷地面積の大きい工場や事業所の緑化を促進し、市街地にまとまりのある緑を確保する。

(6) 省エネルギーや公共交通の利用促進などの推進

住宅・事業所・公共施設などにおいて、省エネルギー化の推進や、太陽光、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギー*を活用することにより、地域特性に応じた環境負荷の少ない低炭素都市づくりを進める。

また、道路整備等による渋滞の解消による消費エネルギーの低減や、自動車の効率的な利用、公共交通や自転車利用の促進による環境負荷の軽減を図るための交通需要マネジメント*を進める。

■ 自然環境の保全と都市環境整備の方針図



第6章 都市景観整備の方針

1 都市景観整備の基本方針

● 長野市を形づくる骨格的な景観の保全と自然と調和した良好な景観の形成

郊外の田園景観、山並み、主要な河川など市街地を取り囲み、市街地と一体となった自然景観は、長野市を特徴づける骨格的な景観として保全し、良好な形成を図る。

● 地域特性に応じた魅力的な景観づくり

地域独自の歴史や文化を活かした景観づくりや、中心市街地の多様な機能集積を活かした賑わいのある魅力的な都市景観の形成を図る。郊外部や田園居住地では無秩序な市街化を防止し、地域特性を活かした景観づくりを進める。

● 環境共生型都市*の景観づくり

都市空間における水や緑などの自然要素を積極的に活用し、生態系に配慮した自然豊かで潤いのある都市景観の形成を図る。

● 地域が主体となった景観づくりへの取組み

地域主体の景観づくりを図るとともに、住民・地域・事業者・行政が協働して街づくりルール等により良好な街並みの形成を促進する。

2 都市景観の整備方針

(1) 骨格的な自然景観の保全・育成

① 豊かな山並みの景観保全

本市の景観の骨格的な要素である飯綱や戸隠、聖山高原などの山並みの保全を図る。

戸隠地区、鬼無里地区、信州新町久米路峡地区、中条御山里地区については、特色のある景観形成を特に推進する地区として、景観法（景観計画）、自然公園法、森林法などに基づく施策を活用して特色ある良好な景観形成を図る。

鬼無里地域は、森林整備保全重点地域（長野県ふるさとの森林づくり条例）の指定を受けており、奥裾花自然園に代表される貴重な森林の保全及び整備を図る。

② 水辺の景観の保全と向上

千曲川、犀川、裾花川などの河川と一体となった自然環境を保全し、開放的な水辺の景観を身近に感じられるようにする。

市街地内を流れる水路は、水質の保全に努め、親しみのもてる水辺環境とするための整備を進める。

(2) 歴史的に育まれてきた特徴ある景観の継承

① 歴史と文化を象徴する景観の継承

歴史や祭りなど時間をかけて育まれた地区固有の文化を守り、これらを、それぞれの地区のコミュニティ形成に活用し、調和した個性ある街並みを形成し、次の世代に引き継ぐ。

地域固有の歴史的遺産を活かしたまちづくりを進めるため、「長野市歴史的風致維持向上計画」を平成25年に定めており、重要文化財の保存修理、道路の美装化・無電柱化等の事業を進める。



戸隠地区中社大門通りの街なみ

② 市民に親しまれてきた自然や緑の景観の保全

美しい水田や果樹園といった、水や緑と人々の営みにより形成されてきた景観や、市街地内の貴重な緑である社寺林を保全する。

(3) 市街地における景観づくり

① 商業・業務地での景観形成

中心市街地での既存の機能集積を活かした賑わいのある都市景観づくりを進めるとともに、屋外広告物等に対する規制や電線類の地中化などにより風格のある街並みの形成を図る。

② 住宅地の景観形成

地域が主体となり地区計画*や景観協定*などのルールをつくり良好な景観の誘導を図る。新たな開発地区のほか、既成の住宅地においても、住民の景観意識の啓発を図り、道路、公園、広場などの公共空間や街並みなどに関して質の高い景観形成を図るとともに、これを維持するための地区計画や建築協定*などのルールづくりを促進する。

(4) 地区特性を活かした景観づくり

① 農地や農山村などの景観の保全

市街化の外延的な拡大の抑制を図るとともに、河川沿いや山すその農地、棚田などの農山村の景観を景観地区*の指定や景観協定などにより保全する。

② 沿道の修景と景観形成

郊外の幹線道路沿道では、屋外広告物に対する規制や地区計画などによる沿道景観の修景を図

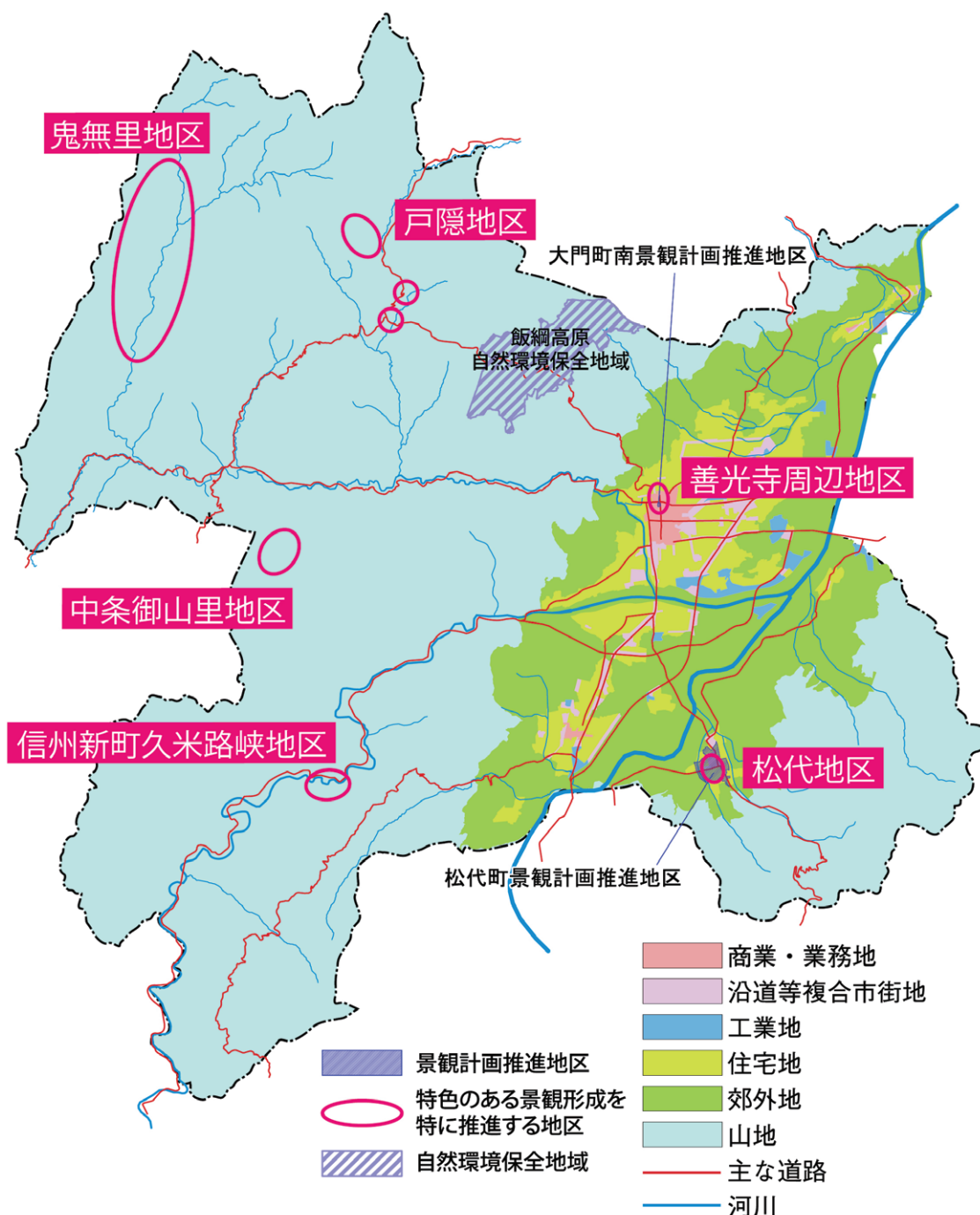
る。また、旧街道沿いの歴史を感じる景観については、その周辺環境とともに景観資源として保全し、活用する。

③ 都市と自然が共生した景観保全

都市内にある自然界の趣きを維持するため、建築行為等により自然環境を損なわないよう、風致地区*を中心として、良好な景観の維持を図る。

飯綱高原都市計画区域では、自然環境に調和した高原生活圏の形成を目指すため、地区計画と連携して、長野市自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定により、豊かな自然との共生を図る。

■ 都市景観整備の方針図



第7章 防災都市づくりの方針

1 防災都市づくりの基本方針

● 都市整備や街づくりに合わせた地域の防災能力の向上

災害時の被害を最小限に抑え、都市全体の機能が停止しないよう、市街地の形成状況等を踏まえて、拠点の形成と拠点間の連携による災害に強い都市構造の形成を図る。

市街地の防災能力の向上は、敷地単位から実施し、その結果として市街地全体の防災能力の向上を目指す。道路、公園などの整備や、避難や応急活動の拠点となる公共施設の防災能力の強化と合わせ、土地利用の規制や誘導などによる災害に強い街づくりを図る。

● 総合的な治山・治水対策等の推進

自然災害の防止のため、自然の保全や防災を総合的にとらえた治山・治水対策を進める。

中山間地域などの雪崩や融雪期の土砂崩れなどの災害の防止や、積雪時における生活道路の除排雪等の対策を進める。

● 地域主体の危機管理体制の形成

災害時に安全で速やかな避難や、応急・復旧活動が円滑に進むように、避難場所の確保や避難路の整備に加えて、わかりやすく体系的な防災システムの充実を図る。

市民の防災意識向上や自主防災会等を中心とした地域主体の防災・防犯の取組みの強化を進める。

2 防災都市づくりの整備方針

(1) 拠点の防災能力向上と連携の強化

① 拠点での防災能力の向上

広域拠点（長野地区中心市街地周辺）を防災の核に、地域生活拠点でも防災機能の集積を高め、地域防災の代替機能を保持するような都市基盤整備を図る。

② 拠点間の連携強化と緊急輸送道路*等沿道の耐震化

善光寺平に沿った主要交通軸（国道18号、19号）と横断交通軸（国道406号、403号）を災害時の主要ライフライン*や防災時の緊急交通の軸として位置づけ、緊急時の輸送やライフライン等の供給処理の多重性*を確保し、災害支援のための道路ネットワークを構築する。また、それら道路の沿道建築物の耐震化を進め、災害時の道路閉そくを防止し円滑な活動を確保する。

(2) 市街地整備に伴う防災機能の整備

災害時の避難や救援活動の拠点となる公共施設や防災給水拠点施設、避難経路の整備・充実を図るとともに、上・下水道管などのライフラインの耐震化を進め、災害時の機能の確保を図る。

また、電線類の地中化や、建築物の防災機能の向上とともに、道路、公園等の整備により火災の延焼防止性能の向上を図る。

(3) 自然の保全や防災を総合的に捉えた治山・治水対策の推進

地すべり、水害等の災害を防止する上で保全を図るべき区域や砂防指定地、地すべり防止地域などでは、森林等の保全や防災対策施設等の整備・充実を図る。また、千曲川や犀川に合流する中小河川の改修などの治水対策を進め、自然環境と生活、農林業、景観、防災を総合的に捉えた国土保全を図る。

土石流や地すべり、がけ崩れによる人的・物的被害を未然に防止するため、そのおそれのある地域として指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における宅地化の抑制、既存住宅の移転の誘導などを進める。

(4) 中山間地域などの雪害の防止や積雪時の日常生活確保のための総合的な雪対策の推進

雪崩や融雪期の土砂崩落などの災害を防止するため、雪崩防止施設や監視装置などの整備を進めるとともに、雪害に強い森林の保全や管理などを進める。

降雪期において雪に強く安全で快適な生活ができるようにするため、主要道路や歩道の除排雪を行う。また、雪下ろしが軽減される住宅等の整備の推進や、生活道路や地域の除排雪は行政と住民が一体となった取組みを進める。

(5) わかりやすく体系的な防災システムの充実

広域避難場所や避難経路などを、わかりやすく体系的に整備する。また、避難場所への誘導標識、緊急防災情報通信システムの整備を進めるとともに、食料等の備蓄を進めるなどの防災・避難システムの充実を図る。

(6) 地域主体の防災・防犯体制の充実

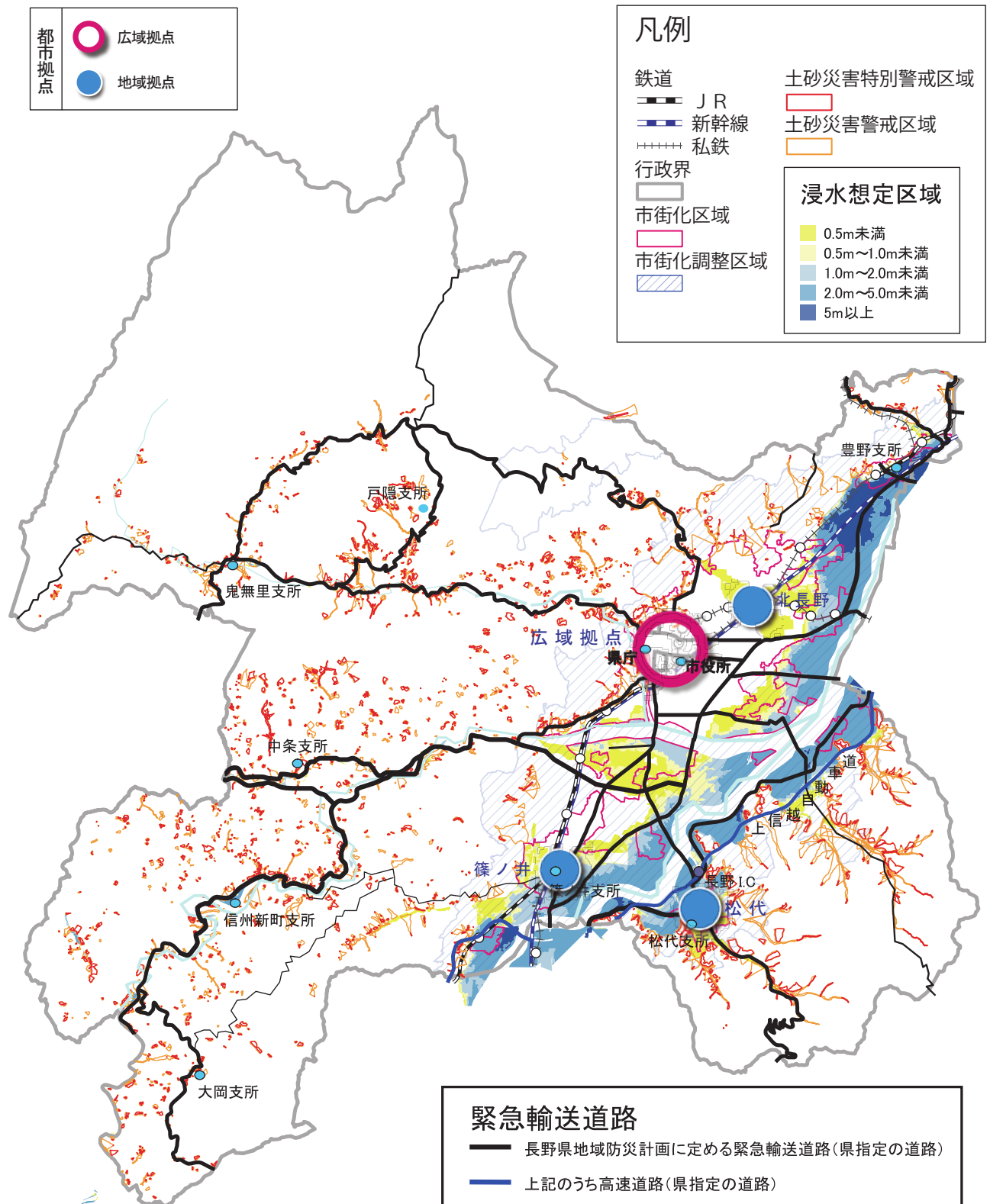
① 地域が主体となった防災体制の充実

地域における自主防災組織*体制を充実し、コミュニティ主体の防災都市の形成を図る。

② 犯罪等が起こりにくい都市空間整備と地域が一体となって防犯に取り組む街づくり

公園などの不特定多数の人が集まる公共空間において、誰もが安心して利用できるように、死角を少なくした施設整備や緑化に配慮し、適切な日常の管理・維持を進める。

■ 浸水想定区域・土砂災害警戒区域と緊急輸送道路



※浸水想定区域は、各河川（千曲川・犀川と長野県が管理する鳥居川、浅川、裾花川、岡田川、聖川、保科川、赤野田川、蛭川、神田川）の調査時点における河道整備状況のもとで、おおむね100年に1回程度起こる大雨により発生した洪水によって、各河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。